

「通信・放送の在り方に関する懇談会」の議事の取扱いについて（案）

本懇談会の議事については、以下のとおりとする。

- 1 議事の内容については、議事要旨及び懇談会終了後に行う記者会見の概要を、総務省ホームページにて公表する。
- 2 懇談会の会議資料は原則公開とし、総務省ホームページに掲載する。ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱うもの、その他座長が非公開とすることを必要と認めたものについては、非公開とする。